

居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領委任払制度について

「受領委任払」とは、利用者が介護保険の対象となる工事費用の自己負担額(所得に応じた負担割合)のみを事業者に支払い、保険給付される費用(自費分は除く)は利用者から受領に関する委任を受けた事業者、市が直接支払うという方法です。

1 受領委任払を利用することができないかた

- ①介護保険料に未納があり、給付制限を受けているかた。
(介護保険被保険者証に「支払方法変更」と記載されているかた。)
- ②要介護認定の申請中(新規申請、変更申請)であるため、要介護度が決定していないかた。
- ③入院又は入所中のかた。

2 受領委任払を利用するための手順

受領委任払を利用することについて事業者と利用者との間で承諾をした場合は、以下の手順により手続きを行います。

1 支給申請(事前申請)

利用者は、以下の書類を用意し、川口市へ提出します。

- ① 介護保険住宅改修費受領委任払に係る取扱承諾書(様式第1号)
- ② 介護保険住宅改修費受領委任払事前承認申請書(様式第2号)
- ③ 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成したもの)
- ④ 工事見積書(宛名は被保険者名のもの(フルネームで記載))
 - ・材料費、施工費、諸経費等を区分したもの

※申請に必要な書類作成費(平面図や写真代等)や申請代行手数料等の費用は
支給の対象となりません。

 - ・支給対象とならない工事を含めて実施する場合は、支給対象が明確に区分されたもの
- ⑤ 改修前の状況がわかる写真(改修箇所ごとで写真の中に撮影日があるもの)
- ⑥ 図面(改修内容のわかるもの)
- ⑦ 住宅所有者の承諾書(住宅所有者が被保険者以外の場合に必要)

* 介護保険住宅改修費受領委任払に係る取扱承諾書(様式第1号)は、利用者に写しを交付し事業者も写しを保管してください。

* 改修前の状況を確認させていただくため、市職員がご自宅を訪問する場合があります。

2 決定通知の受け取り、住宅改修の着工

市で申請書類を審査し、利用者あてに「介護保険住宅改修費事前承認(不承認)決定通知書(様式第3号)」により通知します。

利用者は、通知を受けたことを事業者連絡し、住宅改修を着工します。

3 住宅改修の完了及び利用者負担額の受領

事業者は、住宅改修が完成したら、改修費用の自己負担額(所得に応じた負担割合)を利用者から受領します。

* 支給限度基準額を超える住宅改修費用の額は、住宅改修費の支給対象とはなりませんので、利用者から支払いを受けてください。

* 自己負担額(所得に応じた負担割合)については負担割合証で確認してください。

4 領収書の交付

事業者は、利用者から自己負担額の支払いを受けたら、利用者に対し、以下の事項を記載した領収書を交付します。

- ① 領収日 ② 被保険者名(フルネーム) ③ 領収額(自己負担額)
④ 改修費用の額 ⑤ 施工事業者の名称

(領収書の例)

領 収 書	
○年○月○日 ①	
介護 花子 様 ②	
金 額	¥ 12, 346 - ③
但し 脱衣室及び浴室への手すりの取り付け及び居室の段差解消工事 (改修費用123, 456円)の利用者負担額として ④	
上記正に領収いたしました。	
住宅改修施工事業者名⑤	

5 支給申請(事後申請)

利用者は、事業者に自己負担額を支払った後、以下の書類を用意し、川口市へ提出します。

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払)(様式第4号)
② 領収書(原本。宛名は被保険者名のもの(フルネームで記載))
③ 工事内訳明細書(宛名は被保険者名のもの(フルネームで記載))
④ 改修後の状況がわかる写真(改修箇所ごとで写真の中に撮影日があるもの)
⑤ 介護保険住宅改修に係る改修費用額明細書兼確認書

* 改修後の状況を確認させていただくため、市職員がご自宅を訪問する場合があります。

6 支給

支給申請(事後申請)の受付後、内容を審査し、適当と認めたものについて保険給付の支給額を決定し、利用者あてに「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給(不承認)決定通知書(様式第5号)」により通知します。

同時に、事業者あてに「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給(不承認)決定通知書(様式第6号)」により通知し、その後、事業者の指定口座に住宅改修費の支給額を振り込みします。振り込みは、改修後の申請をされた月の翌月末頃です。

(注意) 事前承認を受けた工事の内容、金額等に変更が生じた場合は、事前承認は無効となり、給付の対象になりません。その際は再度、事前申請を行ってください。